

2023年5月8日

東京都知事 小池百合子 様  
東京都福祉保健局  
子供・子育て施策推進担当部長 様  
少子社会対策部調整担当課長 様  
家庭支援課 統括課長代理 様

日本産科婦人科学会 理事長 木村 正  
日本産科婦人科学会臨床倫理監理委員会 委員長 三上幹男  
同副委員長 鈴木 直  
同登録・調査小委員会委員長 片桐由起子

## ノンメディカル卵子凍結\*についての東京都への申し入れ

### ノンメディカル卵子凍結\*について

\*疾患そのもの、あるいはその病態の治療により、早期に卵胞閉鎖に陥るようなリスク因子を持たない健康な女性で、自然の加齢により妊娠することが難しくなっていくことに備えて、卵子を凍結すること

ノンメディカル卵子凍結について下記の点（日本産科婦人科学会の考え方、実施施設要件）を十分にご留意の上、施策を開始していただければと考えます。

### ○ノンメディカル卵子凍結に関する日本産科婦人科学会の考え方

1. あくまでも当事者の選択に委ねられる事項である。
2. 推奨しない。
3. 本会は、当事者女性、社会に対して正確な情報提供（動画）を行うことが必須。
4. 本会は、希望者は本会の動画を視聴し、その内容を理解・納得して行うかどうかの決定をすることを推奨する。
5. 卵子などの保存が、本会生殖補助医療登録施設と関係なく希望者と会社の契約というような形で行われ、医療者の手から離れる可能性があることについて十分に検討する必要がある。

### ○実施施設要件に関して

日本生殖医学会ガイドライン 倫理委員会報告 「未受精卵子および卵巣組織の凍結・保存に関する指針」（平成30年3月30日）（以下）の「医学的適応のない未受精卵子あるいは卵巣組織の凍結・保存について」を遵守して行うこと、また次の施設要件を満たす施設（特に1）、2）において実施するべきである。

## 未受精卵子および卵巣組織の凍結・保存を行う施設の要件について

日本生殖医学会は、当該医療を臨床実施する施設（以下「実施施設」）が十分な施設・設備を整え、適切な人員配置、診療体制、登録と報告の体制等を整備することを必要不可欠の要件と考える。ついては、日本生殖医学会は、実施施設に対して、以下の各要件を満たすことを求めるものである。

- 1) 実施施設は、公益社団法人日本産科婦人科学会（以下「日産婦学会」）に対して「生殖補助医療実施医療機関」として登録申請し、「医学的適応による未受精卵子、胚（受精卵）および卵巣組織に凍結・保存に関する登録」について登録施設として既に認定されていること。
- 2) 実施施設は、日産婦学会に初回登録後、少なくとも一度は登録更新手続きを行い、最新の「生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解」の求める要件を満たし、かつ、過去3年間毎年遅滞なく報告義務を遂行した実績があること。
- 3) 実施施設は、未受精卵子および卵巣組織の凍結・保存の臨床実施にあたり、その可否を「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に適合した当該施設倫理委員会等の審議に諮り、事前に承認を得ること。
- 4) 実施施設は、がん治療等で未受精卵子および卵巣組織の凍結・保存を希望する対象者に対し、原疾患を治療する主治医と共に、継続的で密接な相談・助言・指導が可能となるような環境を提供すること。特に、複数の施設が連携して未受精卵子および卵巣組織の凍結・保存を実施する場合は、当該実施施設はその運用について定期的な協議の機会を設定すること。
- 5) 実施施設は、十分な情報提供やカウンセリングに基づく適切なインフォームド・コンセントの機会を依頼者に提供するために、少なくとも一名の常勤の生殖医療専門医を擁すること。また、各実施施設は、専属カウンセラーを擁することが望ましい。
- 6) 実施施設は、未受精卵子および卵巣組織の凍結・保存の実施に際して安全・確実な保存設備と管理体制を構築するだけでなく、対象者および凍結された未受精卵子および卵巣組織についての詳細な記録を十分な長期間にわたり保存し、将来的に、対象者ないし／及び出生児の要望に応じて開示するための必要な方策を整備すること。
- 7) 実施施設は、凍結・保存中の未受精卵子および卵巣組織の保存を継続する意思の有無について、定期的に対象者に確認する体制を整備すること。

以上